

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日行
(当日起きがど日
の翌日)

目次

◆告示

- 陸運事務所々掌の陸運関係証票に使用する公印の廃止
- 危険物取扱者試験の実施に関する事務の委任
- 消防設備士試験の実施に関する事務の委任
- 鳥取県織検定所織糸試験規程の一部改正
- 土地改良事業の認可（三十八件）
- 廃の指定の廃止

鳥取県指定金融機関及び鳥取県指定代理金融機関の店舗
の名称等の一部改正

告示

鳥取県告示第三百七十二号

一　昭和二十四年十一月鳥取県告示第六百五十号（陸運事務所々掌の陸運
関係証票に使用する公印について）

二　昭和二十六年六月鳥取県告示第三百六号（陸運事務所々掌の陸運関係
証票に使用する公印について）

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

- 一　指定試験機関の名称
- 財団法人消防試験研究センター
- 二　指定試験機関の主たる事務所の所在地
- 東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号
- 三　指定試験機関の危険物取扱者試験の実施に関する事務を取り扱う事務
所の所在地
- 鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 四　危険物取扱者試験の実施に関する事務を行わせることとした日

次に掲げる告示は、昭和六十年三月三十一日限り廃止する。

昭和六十年三月三十日

昭和六十年四月一日

鳥取県告示第三百七十三号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の九第一項の規定に基づき、指定試験機関に消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることとしたので、同条第四項において準用する同法第十三条の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

題名を次のように改める。

鳥取県繩系試験規程

第一条を次のように改める。

第一条 この規程は、繩の繩系試験に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条第一項中「鳥取県繩検定所長」を「鳥取県蚕業指導所長」に改める。

別記第一号様式中「鳥取県繩検定所繩系試験規程」を「、鳥取県繩系試験規程第二条第一項の規定」に、「鳥取県繩検定所長」を「鳥取県蚕業指導所長」に改める。

別記第一号様式中「鳥取県繩検定所長」を「鳥取県蚕業指導所長」に改める。

附 則

この規程は、昭和六十年四月一日から施行する。

三 指定試験機関の消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 消防設備士試験の実施に関する事務を行わせることとした日

昭和六十年四月一日

鳥取県告示第三百七十四号

鳥取県繩検定所繩系試験規程（昭和二十七年七月鳥取県告示第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

鳥取県繩検定所繩系試験規程（昭和二十七年七月鳥取県告示第三百四十九号）の一部を次のように改正する。

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業岸本（番原）地区農業用用排水）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第三百七十八号

九号) の一部を次のように改正する。

昭和六十年三月三十日

(号外) 第13号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業津ノ井(香取)地区農道整備)を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業大郷(提見)地区農道整備)を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業佐治(福園)地区農業用用排水)を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業(ため池等整備事業郡家地区農業用用排水)を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業(単県土地改良事業門田地区農道整備)を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告示する。

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業園地区農道整備）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業今津地区区画整理）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業玉鉢地区農業用用排水）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業西尾原地区暗きよ排水と農道整備を一体としたもの）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の

鳥取県告示第三百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、泊村が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業園地区農道整備）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業松河原地区農道整備）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業第二舟谷地区区画整理）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、会見町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業井上地区区画整理）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

としたもの）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の

十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯郡中山町退休寺一二九永岡幸吉ほか三人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業下甲地区区画整理）を昭和六十年三月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（団体宮ほ場整備事業新井地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業（団体宮ほ場整備事業絹見地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業（団体宮ほ場整備事業日光地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）岩坪地区農業用用排水と区画整理を一体としたもの）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(号外) 第13号

鳥取県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）広西第一地区農道整備）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）広西第一地区暗きよ排水）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業提見地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業横原地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業花口（白地）地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示す

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年三月三十日

る。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（団体當かんがい排水事業郡家地区農業用用排水）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田（下井手）地区農業用用排水）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業旭西地区農用地造成）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業貝田（河原・谷）地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業赤波第二地区農用地造成）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業赤波第二地区農用地造成）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業（地区再編農業構造改善事業赤波第一地区農用地造成）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業美歎地区農道整備）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、國府町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業美歎地区農用地造成）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業末恒（伏野・金崎）地区農道整備）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業末恒（伏野・金崎）地区農業用用排水）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業久志谷第二地区区画整理）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、八東町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業三山口地区農道整備）を昭和六十年三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

事業（団体営草地畜産基地総合整備事業森地区農用地造成）を昭和六十年

三月三十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一一号（廻の指定について）は、昭和六十年三月三十日限り廃止する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百十四号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年四月一日から施行する。

昭和六十年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

皆生通支店 米子市西

を

皆生通支店

米子市西福

湖山支店 鳥取市湖山

湖山支店
鳥取市湖山

を

鳥取県立鳥取商業高等学校
鳥取県立鳥取西工業高等学校
鳥取県立鳥取農業高等学校
鳥取県教育研修センター
鳥取県鳥取港湾事務所
鳥取県鳥取空港建設事務所

に改める。

鳥取県立鳥取商業高等学校
鳥取県立鳥取西工業高等学校
鳥取県立鳥取農業高等学校
鳥取県教育研修センター
鳥取県鳥取港湾事務所
鳥取県鳥取空港建設事務所

に改める。

原 福原

鳥取県米子児童相談所
鳥取県立整肢学園
鳥取県米子保健所
鳥取県立米子専修職業訓練校
鳥取県立米子高等学校
鳥取県立皆生養護学校
鳥取県立米子専修職業訓練校
鳥取県立整肢学園
鳥取県米子保健所
鳥取県立米子専修職業訓練校
鳥取県立皆生養護学校